平成２３年（フ）第８２５４号
東京都江東区森下２―12―５―301、住民票上の住所大阪市浪速区難波中１丁目１番12―703号
破産者　大場秀一郎
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５９２号
大阪市生野区巽南５丁目14番27―611号
破産者　春名　玲子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７１２号
大阪市生野区巽北２丁目14番16―302号
破産者　野村　俊行
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７３６号
大阪府東大阪市北石切町17番30号　サンビレッジ石切Ｂ―201号
破産者　中平　貴庸
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７３７号
大阪府大東市北条１丁目４番９号、開始決定時の住所大阪府大東市北条６丁目12番29号
破産者　木谷　真一
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７４８号
大阪府東大阪市今米１丁目16番９号
破産者　エヌテックこと　仲岡　敏則
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７７３号
大阪府東大阪市吉田７丁目７番27号
破産者　大昌技研こと　橋本　昌敏
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８１５号
大阪市住之江区南港中２丁目２番43―705号
破産者　濵津　光吉
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５号
大阪市中央区東心斎橋１丁目３番27―304号、住民票上の住所神戸市北区有野町有野3564番地の４
破産者　藤田　祥子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３６号
大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺890番地の11
破産者　宮下美賀子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６３７号
大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺890番地の11
破産者　宮下　　博
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１０７号
大阪市西淀川区姫島５丁目11番８号、開始決定時の住所大阪府富田林市寺池台５丁目１番79号―306
破産者　川口　誠司
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６４２号
堺市堺区賑町３丁１番24号、前住所堺市堺区旭通３番５号
破産者　柴本　幸次
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６７３号
堺市堺区東雲西町４丁６番27号　メゾン明日香201号
破産者　岩﨑　智典
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０６２号
神戸市灘区鶴甲２丁目４番５―408号
破産者　カラオケ太陽こと　上林　陽太
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１１５号
神戸市灘区倉石通４丁目１番16号　プルミエール西灘401号
破産者　アクワイヤルーフこと　小西　　隆
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９３号
神戸市垂水区塩屋北町４丁目17番５号
破産者　新田　育三
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１０号
兵庫県伊丹市野間北６丁目６番７―305号、前住所兵庫県三田市三輪４丁目16番10号
破産者　奥野　純規
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部